

## 請負契約書（案）

契約の名称 鳥取大学（三浦）工学部校舎等GHP保全業務

請負代金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円也)

発注者 国立大学法人鳥取大学 学長 原田 省 と受注者 との間において、  
上記の業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書に基づいて、業務を実施すべきものとする。
- 第2条 業務は、国立大学法人鳥取大学三浦団地構内において実施するものとする。
- 第3条 業務期間は、契約締結日の翌日から令和8年12月11日とする。
- 第4条 業務報告書は、国立大学法人鳥取大学施設環境部施設課に送付すべきものとする。
- 第5条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき、業務完了後2回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、国立大学法人鳥取大学施設環境部企画環境課に送付すべきものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 受注者は、故意又は重大な過失及び契約条項に違反し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。
- 第9条 発注者に特別な事情が生じたとき又は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解約することができるものとする。
- (1) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 受注者がこの契約を履行することができないと明らかに認められたとき。
  - (3) 受注者がやむを得ない事由により、契約の解約を申し出たとき。
  - (4) 前各号のほか、受注者がこの契約の条項に違反したとき。
- 2 契約期間中において、発注者又は受注者に特別な事情が生じたときは、事前に相手方に文書をもって通知し、この契約を変更することができるものとする。
- 第10条 この契約について必要な細目は、国立大学法人鳥取大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について、発注者、受注者間に紛争を生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地  
国立大学法人鳥取大学  
学 長 原 田 省

受注者